

議案第十六号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十八年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和三十四年杉並区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第二号中「第七十二条の三第一項」を「第七十二条の二の規定による都道府県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）」、法第七十二条の三第一項」に、「第七十二条の二第一項」を「第七十二条の二の二第一項」に改める。

第十四条の四第一項第一号中「百分の二百八」を「百分の百八十二」に改め、同項第二号中「三万二千百円」を「三万三千三百円」に改める。

第十五条第二号中「第七十四条」を「第七十二条の二の規定による都道府県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）」、法第七十四条」に、「第七十二条の二第一項」を「第七十二条の二の二第一項」に改める。

第十五条の四第一項第一号中「百分の三十二」を「百分の三十六」に、「百分の五十」を「百分の五十一」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十九」に改める。

第十八条の二第一号イ中「一万九千二百六十円」を「一万九千九百八十円」に改め、同条第二号イ中「一万二千八百四十円」を「一万三千三百二十円」に改める。

附則第八項中「第三十五条の三第十二項」を「第三十五条の三第十一項」に改める。
附則第十五項を次のように改める。

15 平成十七年度における第十三条の三の規定の適用については、同条第一号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第十六項の規定による拠出金の二分の一に相当する額」と、同条第二号中「その他」とあるのは「、法附則第十五項の規定による交付金その他」とする。

附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十三条の三及び第十五条並びに附則第八項及び第十五項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第十三条の三及び第十五条並びに附則第十五項の規定は、平成十七年度分の保険料から適用し、平成十六年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 新条例第十四条の四第一項、第十五条の四第一項及び第十八条の二並びに附則第八項の規定は、平成十八年度分の保険料から適用し、平成十七年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

保険料率を改定する等の必要がある。

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

資 料

新 条 例	旧 条 例
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第十三条の三 保険料の賦課額のうち一般被保険者(退職被保険者等(法第八条の二に規定する退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者をいう。以下同じ。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第十八条の二の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該年度における法第七十条の規定に</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第十三条の三 保険料の賦課額のうち一般被保険者(退職被保険者等(法第八条の二に規定する退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者をいう。以下同じ。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第十八条の二の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該年度における法第七十条の規定に</p>

よる負担金（介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十二条の規定による調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十二条の二の規定による

都道府県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法

第七十二条の三第一項の規定による繰入金、法第七十四条及び第七十五条の規定による補助金（介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、同条の規定による貸付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用及び介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の二第一項の規定による繰入金及び法第七十二条の四の規定による療養給付費等交付金を

よる負担金（介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十二条の規定による調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十二条の三第一項

の規定による繰入金

金、法第七十四条及び第七十五条の規定による補助金（介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、同条の規定による貸付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用及び介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の二第一項

の規定による繰入金及び法第七十二条の四の規定による療養給付費等交付金を

除く。)の額の合算額

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第十四条の四 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の百八十二(一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十二に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき 三万三千三百円(一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十八に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

2 略

(介護納付金賦課総額)

第十五条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第十八条の二の規定により介護納

除く。)の額の合算額

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第十四条の四 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の二百八(一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十二に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき 三万二千百円(一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十八に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

2 略

(介護納付金賦課総額)

第十五条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第十八条の二の規定により介護納

付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 略

二 当該年度における法第七十条の規定による負担金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第七十二条の規定による調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第七十二条の規定による

都道府県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法

第七十四条及び第七十五条の規定による補助金介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）並びに同条の規定による貸付金（介護納付金の納付に要する

付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 略

二 当該年度における法第七十条の規定による負担金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第七十二条の規定による調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第七十四条

及び第七十五条の規定による

補助金介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）並びに同条の規定による貸付金（介護納付金の納付に要する

費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(介護納付金の納付に要する費用(介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。)に係るものに限る。)のための収入(法第七十二条の二の二第一項の規定による繰入金を除く。)の額の合算額
(介護納付金賦課額の保険料率)

第十五条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の三十六(介護納付金賦課総額の百分の五十一に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)

- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき 一万二千円(介護納付金賦課総額の百分の四十九に相当する額を当該年度の初

費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(介護納付金の納付に要する費用(介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。)に係るものに限る。)のための収入(法第七十二条の二第一項の規定による繰入金を除く。)の額の合算額
(介護納付金賦課額の保険料率)

第十五条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の三十二(介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)

- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき 一万二千円(介護納付金賦課総額の百分の五十に相当する額を当該年度の初

日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

2 略

(保険料の減額)

第十八条の二 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十三条の四又は第十四条の五の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が五十万円を超える場合には、五十万円)及び第十五条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が八万円を超える場合には、八万円)の合算額とする。

- 一 世帯主及び当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合)にはその発生した日とする。

現在においてその世帯に属する被保険者につき地方税法第七百三条の五第一項の

日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

2 略

(保険料の減額)

第十八条の二 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十三条の四又は第十四条の五の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が五十万円を超える場合には、五十万円)及び第十五条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が八万円を超える場合には、八万円)の合算額とする。

- 一 世帯主及び当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合)にはその発生した日とする。

現在においてその世帯に属する被保険者につき地方税法第七百三条の五第一項の

規定の例により、算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が、同法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額

被保険者一人について 一万九千九

百八十円

口 略

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の八十九第一項に定める額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合）にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険

規定の例により、算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が、同法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額

被保険者一人について 一万九千二

百六十円

口 略

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の八十九第一項に定める額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合）にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険

料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額

被保険者一人について 一万三千三

百二十円

口 略

附 則

1
7 略

8 世帯主又はその世帯に属する被保険者が

地方税法附則第三十五条の二第一項の株式

等に係る譲渡所得等を有する場合における

第十八条の二の規定の適用については、こ

の規定中「及び山林所得金額」とあるのは

「及び山林所得金額並びに地方税法附則第

三十五条の二第一項に規定する株式等に係

る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条

の三第十一項において準用する同条第三項

の規定の適用がある場合には、その適用後

の金額）」とする。

料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額

被保険者一人について 一万二千八

百四十円

口 略

附 則

1
7 略

8 世帯主又はその世帯に属する被保険者が

地方税法附則第三十五条の二第一項の株式

等に係る譲渡所得等を有する場合における

第十八条の二の規定の適用については、こ

の規定中「及び山林所得金額」とあるのは

「及び山林所得金額並びに地方税法附則第

三十五条の二第一項に規定する株式等に係

る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条

の三第十二項において準用する同条第三項

の規定の適用がある場合には、その適用後

の金額）」とする。

9
14
略

15 平成十七年度における第十三条の三の規定の適用については、同条第一号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第十六項の規定による拠出金の二分の一に相当する額」と、同条第二号中「その他」とあるのは「法附則第十五項の規定による交付金その他」とする。

9
14
略

15 平成十五年度から平成十七年度までの各年度における第十三条の三及び第十五条の規定の適用については、第十三条の三第一号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第十四項の規定による拠出金の二分の一に相当する額」と、同条第二号中「その他」とあるのは「法附則第十三項の規定による交付金その他」と、「法第七十二条の二第一項の規定による繰入金」とあるのは「法第七十二条の二第一項の規定による繰入金（法附則第十二項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額から介護納付金の納付に要する費用に係るものを控除した額を除く。）」と、第十五条第二号中「法第七十二条の二第一項の規定による繰入金」とあるのは「法第七十二

条の二第一項の規定による繰入金（法附則第十二項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額のうち、介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）とする。